

博物館の登録及び博物館に相当する施設の指定の基準

1 博物館の登録に関する基準

○博物館法第13条第1項第3号及び博物館法施行規則第24条第1項第2号に係る博物館の体制に関する基準

- 一 博物館資料の収集、保管及び展示（電磁的記録を公開することを含む。）並びに博物館資料に関する調査研究の実施に関する基本的運営方針を策定し当該方針を公表するとともに、相当の公益性をもつて博物館を運営する体制を整備していること。
- 二 博物館資料の収集及び管理の方針を定め、博物館資料を体系的に収集する体制を整備していること。
- 三 博物館資料の収集及び管理の方針に基づき、所蔵する博物館資料の目録を作成し、当該博物館資料を適切に管理し、及び活用する体制を整備していること。
- 四 一般公衆に対して、所蔵する博物館資料の展示を行い、又は特定の主題に基づき、所蔵する博物館資料若しくは借用した博物館資料による展示を行う体制を整備していること。
- 五 単独で又は諸施設と共同で、博物館資料に関する調査研究を行い、その成果を活用する体制を整備していること。
- 六 博物館資料を用いた学習機会の提供、利用者に対する博物館資料の説明その他の教育活動を行う体制を整備していること。
- 七 研修に職員が参加する機会が確保されていること。

○博物館法第13条第1項第4号及び博物館法施行規則第24条第1項第3号に係る博物館の職員に関する基準

- 一 博物館の管理運営を行うことができる館長が置かれていること。
- 二 学芸員が置かれていること。
- 三 博物館の運営に必要な職員が置かれていること。

○博物館法第13条第1項第5号及び博物館法施行規則第24条第1項第4号に係る博物館の施設及び設備に関する基準

- 一 博物館資料の収集、保管及び展示並びに博物館資料に関する調査研究を安定的かつ継続的に行うことができる施設及び設備が整備されていること。
- 二 防災及び防犯のために必要な施設及び設備を有していること。
- 三 博物館の規模及び展示内容に応じ、利用者の安全及び利便性の確保のために必要な配慮がなされていること。
- 四 高齢者、障害者、妊娠中の者、日本語を理解できない者その他博物館の利用に困難を有する者が博物館を円滑に利用するための配慮がなされていること。

2 博物館に相当する施設の指定に関する基準

「1 博物館の登録に関する基準」を準用する。

ただし、1のうち「博物館資料」とあるのは「資料」と、「博物館を運営する」とあるのは「博物館法第31条第1項の規定による指定を受けた施設を運営する」と、「博物館」とあるのは「指定施設」と、「学芸員」とあるのは「学芸員に相当する職員」と読み替えるものとする。